宮崎県企業局庁舎で使用する電気に関する回答書

	質問	回答
Q1	各施設の現在の電力供給会社　及び　現在の計量日を教えてください。	株式会社Ｕ－ＰＯＷＥＲ 計量日は毎月末日の24時です。
Q2	各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。ある場合は契約電力(ｋｗ)、使用予定期間を教えてください。	ありません。
Q3	入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。開札当日の日付は記入しないでください。
Q4	入札額の算定時の力率について、力率１００％で算定してよろしいでしょうか。（力率割引を考慮する）	仕様書に記載のとおりです。
Q5	入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。	入札金額計算書（別紙様式２）の算定については税込単価表を使用しています。入札書（別紙様式１）の入札金額については、税抜金額となります。
Q6	入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理につきましては下記の端数処理方法にて算出して問題ございませんでしょうか A：基本料金＝契約電力×単価×力率（小数点以下第3位は切り捨て、小数点第２位までは保持） B：電力量料金＝使用電力量×単価（小数点以下第3位は切り捨て、小数点第２位までは保持） C：燃料費等調整（燃料費調整単価＋市場価格調整単価）＝使用電力量×単価（小数点以下第3位は切り捨て、小数点第２位までは保持） D:再エネ賦課金＝使用電力量×単価（小数点以下第3位は切り捨て、小数点第２位までは保持） ※C・Dについては入札時に含む場合のみ E：月額合計＝各月A～D合算（小数点以下切捨て）	入札算定額の各計算過程における端数処理については別紙様式２に記載のとおり算定ください。 Ｃ・Ｄについては、算定に含みません。
Q7	税込総額→税抜総額にする際　円未満切上として処理して問題ございませんでしょうか。	別紙様式２に記載のとおりです。
Q8	弊社では環境配慮の観点より、紙請求書については廃止となっております。電子請求書でのご対応は可能でしょうか。 また、電子請求書について協議可能でしょうか。	ダウンロード先ＵＲＬ、請求情報アップロードの通知方法、改ざん防止のための措置、請求情報の問合わせ先、その他ダウンロードに当たって必要な事項（ＩＤ／パスワード等）を確認のうえ、ダウンロード方式による請求対応の可否を判断します。

Q9	お客さまにはお客さま専用Webページにて電子請求書及びご使用量等検針結果をご確認頂くことになりますが、問題ありませんでしょうか。（Webからダウンロード）	問題ありません。
Q10	ダウンロード可能な電子請求書へは押印及び請求担当者等の記載は対応しておりません。ご了承いただけますでしょうか。 （ご了承いただけない場合は　【紙請求書による特別対応について】　の回答をお願いいたします。）	Web 請求書は、利用開始手続の過程で真正性の確認がとれているため、正当な請求書（原本）として取り扱うことができます。
Q11	【紙請求書による特別対応について】 請求担当・責任者の記載は致しかねており、押印のみ対応可能です。 ①押印必須の場合 押印した紙請求書を別途郵送対応いたします。その場合、請求書の到着が使用月に対し翌月の15日前後となります。 （長期連休時に20日頃になる可能性がございます）ご了承いただけますでしょうか。	了承します。
Q12	弊社の電子請求書は、原則、確定版請求書を翌月7営業日夕方より順次掲載致します。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。
Q13	発行される請求書、契約締結する契約書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますがご了承いただけますでしょうか。	了承します。
Q14	請求書の支払い期限は請求書受領後30日以内に振込となります。（年度末でも同様）ご承諾いただけますでしょうか。	了承します。
Q15	弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。 （自動販売機・施設内の売店等）	了承します。
Q16	燃料費調整単価について弊社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式、及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しております。ご了承いただけますでしょうか。	仕様書３その他のとおり「各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、毎月変動する燃料費等調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州地区の旧一般電気事業者が定める標準供給条件によるものとする。」となります。
Q17	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費調整額」と表記される形となりますが問題ありませんでしょうか。	問題ありません。

Q18	当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	協議を行います。
Q19	燃料費等調整額（燃料費調整額、市場価格調整額その他これらに類する調整額）について、落札後に当該エリアを管轄する旧一般電気事業者が算定方法等の見直しを行った場合、同時期に見直し後の算定方法を適用することは可能でしょうか。	仕様書３その他記載のとおりです。
Q20	電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近1年分の30分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。	1月から10月分であれば対応可能です。
Q21	【30分値データ等をお持ちでなく提供ができない方】 落札時に「３０分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出いただきますと広域機関から弊社へ貴施設30分値データを提供いただくことが可能となります。ご協力いただけますでしょうか。	同意書での対応は可能ですが、請求に係る手数料は貴社で対応願います。
Q22	入札保証金及び契約保証金の免除について、過去2年間に契約を履行した証明として、【契約履行証明書】の提出は必須でしょうか。	入札保証金については、入札公告３の競争入札に参加する者に必要な資格を有している場合は免除されます。 契約保証金免除については、証明書が必要です。
Q23	入札保証金及び契約保証金免除について、免除申請に必要な書類をご教示お願いいたします。	入札保証金については上記のとおり。 契約保証金については、入札説明書の８⑵のア、イいずれかを確認する書類が必要になります。
Q24	入札保証金及び契約保証金免除について、提出のタイミングについてご教示お願いいたします。また免除可否の審査結果について、ご通知いただけますでしょうか。	入札保証金について、入札公告３の競争入札に参加する者に必要な資格を有していれば不要です。 契約保証金について、入札説明書の12(4)のとおり。 なお、免除可否の審査結果については、メール又は架電にてお伝えします。
Q25	対象となる施設において、供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更、建築・増築など工事や設備工事（設置・撤去を含む）のご予定はありますでしょうか。	予定はありません。
Q26	契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議をおこなっていただくことをご了承いただけますでしょうか。	契約後工事作業が発生した場合は予定日の2か月前までに協議を行います。

Q27	開札結果について公開方法・範囲を教えていただけますでしょうか。 あるいは開札結果を開札日(あるいは翌日)に電話かメール等でご連絡は可能でしょうか。	当日に決定者のみ電話で連絡を行い、後日、ホームページに開札結果を公表します。また、結果内容の範囲については、落札者が決定した場合は予定価格、落札額、応札者及び応札額を公表します。 ※不落及び不調の場合は、予定価格は非公表となります。
Q28	参加資格決定通知は発行されますでしょうか。	発行しません。
Q29	落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書１ヶ月分の写しをご提出は可能でしょうか。	可能です。
Q30	入札説明書「３入札参加資格」に掲げる書類の提出は必要でしょうか。	必要ありません。
Q31	当該供給地点の供給管区を確認するため、下記についてご教示いただけますでしょうか。 ①当該供給地点を管轄する一般送配電事業者（旧一般電気事業者） ②請求書等に記載のある供給地点特定番号の先頭2桁	①九州電力送配電株式会社 ②０９
Q32	契約期間中に増設工事等により、契約電力が500kW以上の協議制となる予定はございますでしょうか。 仮に、契約期間中に協議制となった場合には契約単価の変更協議に応じていただけますでしょうか。	予定はありません。 協議の対応は可能です。
Q33	弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。 また、弊社では料金算定期間の翌月末日を支払期日としております。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。
Q34	①紙の請求書の発行は必要でしょうか。 なお、請求書はWEB上のマイページにてご確認およびダウンロードいただけます。 ②発行が必要な場合、発行手数料（330円）はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。	ダウンロード先ＵＲＬ、請求情報アップロードの通知方法、改ざん防止のための措置、請求情報の問合わせ先、その他ダウンロードに当たって必要な事項（ＩＤ／パスワード等）を確認のうえ、ダウンロード方式による請求対応が可能であれば紙の請求書は必要ありません。
Q35	請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますが了承いただけますでしょうか。（年度末でも同様）	了承します。
Q36	現在の計量日をご教示ください。	毎月末日の24時です。

Q37	送電開始日と現在の計量日が相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月1日となる可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。	送電開始日は計量日と同日になります。 契約後の計量日は、毎月末日の24時です。
Q38	電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。	問題ありません。
Q39	電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。（１枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか） 複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。	ご認識のとおりです。 （１施設）
Q40	請求時の基本料金の算定方法について、弊社では（基本料金単価×契約電力）＋力率割引・割増相当額により算定しております。基本料金および力率割引については個別に計算しますが、力率割引の考え方は旧一般電気事業者の定義と同じです。 例）力率が100%の場合、基本料金を15%割引します。 上記算定方法にてご了承いただけますでしょうか。	了承します。
Q41	自動検針装置はついていますか。	仕様書２記載のとおりです。
Q42	契約に関する事項について、以下の3点をご教示ください。 ①仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。 ②契約締結後に制度変更等の外的要因が生じた場合、これに伴う契約内容・単価等の変更について協議いただくことは可能でしょうか。 ③契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。	①協議は可能ですが、応じられない場合もあります。 ②変更契約の締結により対応します。 ③契約書（案）のみでの契約締結となります。
Q43	入札書と内訳書につきまして、割印、ホッチキス留めなど、指定はありますか。 また、郵送提出の際、入札書、内訳書を封入した内封筒と、郵送用の外封筒での二重封筒で提出する必要はありますでしょうか。	指定等ありません。 郵送については入札説明書の「４　入札手続」をご確認ください。

Q44	入札金額を算出する際、下記の認識でよろしいでしょうか。 ・基本料金及び電力量料金の各単価には消費税および地方消費税を含むことができる。 ・基本料金および電力量料金は小数点第三位を切り捨てる。 ・各月の基本料金と電力量料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、月ごとにその端数を切り捨てる。 ・1年間の総額（税込）より入札金額（税抜）を算出する際、1円未満の端数を切り上げる。	ご認識のとおりです。 詳しくは、入札金額計算書（別紙様式２）記入例をご確認ください。
Q45	弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額（電源調達調整単価）を算出することは可能でしょうか。	不可とします。
Q46	①弊社が契約に至った場合、入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。 ②ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適用することを検討いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。	仕様書３その他のとおり「各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、毎月変動する燃料費等調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州地区の旧一般電気事業者が定める標準供給条件によるものとする。」となります。
Q47	燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での応札、契約締結は可能ですか。	仕様書３その他記載のとおりです。
Q48	落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。	当日に決定者のみ電話で連絡を行い、後日、ホームページに開札結果を公表します。
Q49	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点第２位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	問題ありません。
Q50	落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者に支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。	仕様書３その他記載のとおりです。

Q51	計量結果の報告および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますでしょうか。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。	了承します。
Q52	契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。	入札説明書に記載のとおり、落札決定の日から起算して７日以内に契約を結ばなければなりません。 ただし、契約締結日を指定日内にて締結すれば問題ありません。
Q53	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますが問題ございませんでしょうか。	問題ありません。
Q54	「基本料金単価については、力率割引及び割増し適用前の額を記載すること。」とありますが、弊社では力率に応じて基本料金単価を変更させる対応はできかねます。また、力率割引後の料金単価の設定は行っておりません。 基本料金単価は内訳書および契約書に記載したものとし、力率割引については別途計算する対応となりますが問題ございませんでしょうか。	問題ありません。
Q55	入札・契約保証金免除書類について、供給期間が以下の契約実績でも対象となるとの認識でよろしいでしょうか。 例）供給期間：2024年4月～2025年3月	入札保証金については、入札公告３の競争入札に参加する者に必要な資格を有している場合は免除されます。 契約保証金免除についての契約実績期間はご認識のとおりです。
Q56	入札保証金を免除と認められた場合は､契約保証金も免除されるという認識でお間違いないでしょうか。	入札保証と契約保証は別物となります。 契約保証の免除については、入札説明書８に記載のとおりです。
Q57	燃料費調整額につきまして、みなし小売電気事業者の約款【標準供給条件(2023年10月1日実施)料金表(高圧・特別高圧)】に記載されている算定諸元を用いて計算いたしますが、よろしいでしょうか。	仕様書３その他記載のとおりです。
Q58	市場連動プランでの応札は可能でしょうか。	不可とします。

Q59	弊社本社所在地が令和8年9月より変更となります。 入札書には変更後の本社所在地を記載して提出することで差し支えないでしょうか。 また、申請書類の一部について、現時点では住所変更前の所在地が記載された資料がございますが、提出上問題ございませんでしょうか。	11月入札のため問題ありません。
Q60	旧一般電気事業者（一般送配電事業者）が燃料費調整額の算定諸元を変更した場合においても、弊社では、入札時点の約款に基づく燃料費調整額の算定諸元を、契約期間中継続して用いて計算させていただきますが、よろしいでしょうか。 上記が難しく、旧一般電気事業者が契約期間中に燃料費調整額の算定諸元を変更した際は、旧一般電気事業者（一般送配電事業者）が新たに設けた算定諸元を適応致しますが、その際に契約単価の見直し協議をご対応頂けますでしょうか。	仕様書３その他記載のとおりです。
Q61	契約期間中に一般送配電事業者が託送料金の料金改定を行った場合には、当該改定内容に応じて契約単価の変更について協議させていただくことは可能でしょうか。	電気需給契約書（案）第３条第２項にあるとおり、協議を行います。
Q62	請求書につきまして、原本の郵送は必要でしょうか。それとも、お客様向けWEBページ（マイページ）からダウンロードしたPDFデータでのご提出のみでも問題ございませんでしょうか。	ダウンロード先ＵＲＬ、請求情報アップロードの通知方法、改ざん防止のための措置、請求情報の問合わせ先、その他ダウンロードに当たって必要な事項（ＩＤ／パスワード等）を確認のうえ、ダウンロード方式による請求対応が可能であれば紙の請求書は必要ありません。
Q63	請求書への押印は必要でしょうか。 また、押印が必要な場合、電子印(社印)での対応は可能でしょうか。	真正性を担保するため、「担当者」の欄を設け、氏名（フルネーム）及び連絡先（電話番号やメールアドレス）記載があれば不要です。
Q64	弊社が落札した場合、契約の切替に必要な切替手続き書類（供給地点番号や請求書の写しなど）を11月30日までにいただけますでしょうか。	可能です。
Q65	契約締結までに、切り替えの手続き（供給地点特定番号等の施設様情報をご記載いただいたり、直近1か月分の請求書の提出をお願いしております。）を同時進行致します。 ご了承頂けますでしょうか。	了承します。

Q66	開札結果は、応札会社全てにご連絡を頂けますか。 また、応札会社全ての応札金額を公表頂けますでしょうか。	当日に決定者のみ電話で連絡を行い、後日、ホームページに開札結果を公表します。 また、落札者が決定した場合は応札者及び応札額を公表します。
Q67	弊社供給条件ではお支払期日は「支払い義務発生日の翌日から起算して30日以内」と定めております。支払義務発生日とは、弊社が定例検針日を考慮してあらかじめ定めた日となります。ご了承いただけますでしょうか。 また、弊社落札の際、契約書においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。	了承します。 なお、契約書への記載は対応できません。
Q68	遅延利息について弊社の供給条件では、「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と記載されております。ご了承いただけますでしょうか。 また、弊社落札の際、契約書においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。	電気需給契約書（案）第９ 条第４項のとおり なお、契約書への記載は対応できません。
Q69	消費税または、一般送配電事業者が託送料金の改定に伴う値上げ、値下げを行った際に、その改定分の契約単価変更を行いますがよろしいでしょうか	電気需給契約書（案）第３条第２項にあるとおり、協議を行います。
Q70	仕様書および契約書に定めのない事項については、弊社供給条件および料金表によるものとなります。ご了承いただけますでしょうか。 また、弊社落札の際、契約書においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。	電力需給契約書（案）第１６条のとおり なお、契約書及び仕様書への記載は対応できません。
Q71	仕様書や契約書（案）に記載されている燃料費調整額には、市場価格調整額と離島ユニバーサルサービス調整額が含まれているという認識でよろしいでしょうか。 （弊社落札後、九州エリアを管轄する旧一般電気事業者と同様に、燃料費調整額と合わせて市場価格調整額と離島ユニバーサルサービス調整額をご請求いたします）	ご認識のとおりです。
Q72	弊社では納付書（請求書）払い、もしくは口座振替（口座引き落とし）となります。 どちらに対応可能でしょうか。また、取引先銀行はどちらになりますでしょうか	請求書払いが原則となります。 取引先銀行は、宮崎銀行となります。
Q73	計量日につきまして、「末日の24時」とは「1日0時」と解釈しても差し支えないでしょうか。	差し支えありません。

Q74	よくある質問及び回答15にて「履行の確認にあたっては、使用電力量実績、契約電力、種類、契約日、契約期間、契約相手方の分かるもの（履行証明書及び契約書写し）を、落札決定の日から起算して７日以内に財産総合管理課へ１部提出してください。」と記載がございますが、契約した「履行証明願」「通知書」で代用は可能でしょうか。（当社は契約書の 締結を省略しており、印鑑省略をした通知書（電気需給に関するお知らせ）をwebに掲載し契約をしているため、通知書の写しを代用としております。）	「財産総合管理課」ではなく「宮崎県企業局総務課」へ提出となります。よくある質問を修正します。 不可とします。契約保証金免除については、証明書が必要です。
Q75	「入札保証金・契約保証金」の免除を受けるにあたり、別途、提出が必要な書類はございますでしょうか。必要な書類がある場合、提出書類及び提出時期についても併せてご教示いただけますでしょうか。	入札保証金について、入札公告３の競争入札に参加する者に必要な資格を有していれば不要です。 契約保証金については、入札説明書の 8(2),12(4)のとおり。
Q76	今回の入札に関しまして、落札金額等の公表は公報等で実施される予定でしょうか。 もし公表される場合には、弊社といたしましては「総額以外の詳細単価」につきましては公表をお控えいただきたく存じます。ご了承いただけますでしょうか。	当日に決定者のみ電話で連絡を行い、後日、ホームページに開札結果を公表します。 また、落札者が決定した場合は応札者及び応札額の総額のみを公表します。